

国債ロング・ショート2.5戦略ファンド (年2回決算型)

愛称：イールドハンティング2.5

追加型投信／内外／その他資産／特殊型（ロング・ショート型）

<ファンドの商品分類および属性区分>

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
追加型	内外	その他資産	特殊型(ロング・ショート型)

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
資産複合 ((注))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	ロング・ショート型

(注)投資信託証券(債券 一般、国債証券先物取引)、資産配分変更型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「国債ロング・ショート2.5戦略ファンド(年2回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年12月20日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、下記<ファンドに関する照会先>までお問い合わせください。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。本書には約款の主な内容が含まれてありますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問い合わせください。
- 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定しております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

ステート・ストリート・

グローバル・アドバイザーズ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第345号

設立年月日: 1998年2月25日

資本金: 310百万円(2019年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

2,279,766百万円(2019年9月末現在)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

<ファンドに関する照会先>

ステート・ストリート・

グローバル・アドバイザーズ株式会社

ホームページアドレス www.ssga.com/jp

電話番号 03-4530-7333

お問い合わせ時間 (営業日) 9:00 ~ 17:00

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

国債ロング・ショート2.5戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて、実質的に国債先物、日本の短期公社債およびコールローン等へ投資し、中長期的に無担保コール翌日物レートを上回る運用収益の確保を目指します。

ファンドの特色

リスクを抑えた投資

信用リスクの抑制

1

日本、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダおよび豪州の7カ国(以下「投資対象国」といいます。)に上場されている10年国債先物を実質的な取引対象とします。



金利リスクの抑制

2

独自開発の計量的手法「国債ロング・ショート2.5戦略」を用いて、長短金利差の観点から投資対象国の国債先物取引の魅力度を評価します。魅力度が高いと評価する投資対象国の先物を買建て(ロング)、魅力度が低いと評価する投資対象国の先物を売建て(ショート)ことで、ロング・ショートのポジションを構築します。

為替リスクの抑制

3

実質的な外貨建てポジションについては、原則として為替ヘッジを行います。

国債ロング・ショート2.5戦略とは

投資対象国の2年と10年の国債の長短金利差に着目し、そのランキングに従って国別配分を毎月見直し、金利変動による影響を抑制しながらリターンを追求するロング・ショート型の運用戦略です。

(1) 投資対象国の長短金利差のランキング(日本、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、豪州)

長短金利差の大きいグループ

1位 2位 3位

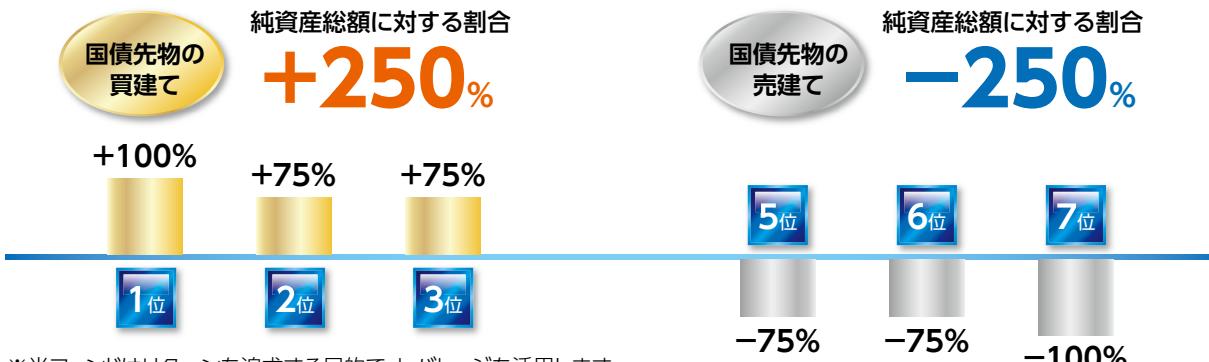
中間(投資しません)

4位

長短金利差の小さいグループ

5位 6位 7位

(2) 国債先物ポートフォリオの国別基本配分(イメージ図)



*当ファンドはリターンを追求する目的で、レバレッジを活用します。

*長短金利差がまったく同じでランクインが同順位(同率)の場合など、市場および地域分散を考慮して、国別配分を決定することがあります。

*上記の数値を上回る場合も、下回る場合もあります。

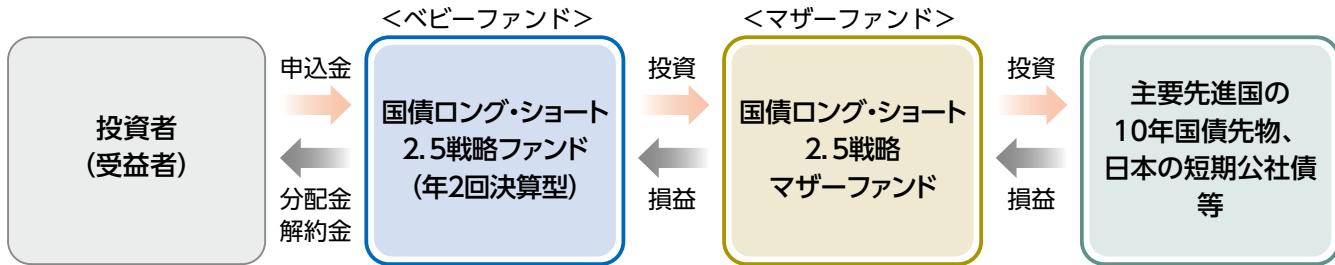
(3) 国債先物ポートフォリオの修正デュレーションをおおむねゼロに近づけるよう国別配分を調整します。

(4) 原則として、毎月、上記のプロセスにより国別配分を見直し運用収益の確保を目指します。

※資金動向、市場動向等によっては、戦略通りの運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



主な投資制限

1. マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
2. 株式の実質投資割合は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除く。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
5. デリバティブ取引は、約款に定める範囲で行います。
6. 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引をいいます。)の利用は行いません。
7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用方針
留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

〈収益分配金に関する留意事項〉

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当収入および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

投資対象とするマザーファンドの概要

国債ロング・ショート2.5戦略マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、安定した収益の確保と運用財産の着実な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	主要先進国の10年国債先物取引、日本の短期公社債、ならびにその他短期金融商品
投資態度	<ol style="list-style-type: none">1. 中長期的に無担保コール翌日物レートを上回る運用収益の確保を目指します。2. 日本、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、および豪州の7カ国(以下「対象国」といいます。)に上場されている10年国債先物を取り扱うとともに、日本の短期公社債、コールローン等に投資を行います。3. 独自開発の計量的手法に基づいて、対象国の魅力度を各国の長短金利差のランキングに従って評価し、魅力が高いと評価する対象国の先物を買い建て、魅力が低いと評価する対象国の先物を売り建てることで、ロング・ショートのポジションを構築します。4. 10年国債先物取引の買建ておよび売建ての実質的なポジションは、原則としてそれぞれ信託財産の純資産総額の250%相当額を目指しますが、ロング・ポジションとショート・ポジションのリスクを管理するために、その範囲を超えてポジションを構築することがあります。5. 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。6. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に主要先進国の10年国債先物等に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果(損益)はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび、留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅してはいませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

金利変動リスク	公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します(価格の変動幅は、残存期間、発行体等により異なります。)。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。また、国債先物取引も一般的な公社債等と同様に金利変動の影響を受けるため、金利の変動により基準価額が下落する場合があります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	当ファンドの主要投資対象である先進国の国債先物の投資とともに発生した為替変動リスク等は為替ヘッジを行いますが、為替変動による影響を完全に回避することはできません。
デリバティブ取引のリスク	当ファンドは主要先進国の国債先物に投資を行い、それにともなって発生した為替変動リスクを為替先渡取引を用いてヘッジします。国債先物や為替先渡取引等デリバティブ取引は、投資目的を効率的に達成するために用いられ、または価格変動の影響を回避する目的で用いられます。その取引にはコストとリスクがともない、その目的が達成される保証はありません。デリバティブ取引は、一般に少額の証拠金・担保金等を差入れることで、より大きな金額の取引を行います。当ファンドでは、原則として、国債先物のロングとショートのポジションをそれぞれファンド純資産総額の250%程度構築して維持します。それにより、いわゆるレバレッジがかかることになり、市場価格の変動が増幅されて大きな影響を被る可能性があります。また、デリバティブ取引の相手方が破たんするなどして、契約が履行されずに損失を被るリスクがあります。このような事態が生じた場合には当ファンドの運用成果に影響を与えます。
ロング・ショート戦略のリスク	当ファンドは、定量的なプロセスを通じて、国債先物のロング(買建て)とショート(売建て)のポジションを構築する戦略により投資収益を追求しますが、当戦略がその目的を達成できる保証はありません。買建てた国債先物の価格が、売建てた国債先物の価格よりも値下がりした場合、もしくは、売建てた国債先物の価格が買建てた国債先物の価格よりも値上がりした場合等には損失が発生し、それにともない、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、買建てた国債先物が値下がりし、売建てた国債先物が値上がりする等、逆の動きにより双方で損失が出る場合には、基準価額の下落が大きく拡大する可能性があります。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

※上記体制は2019年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>

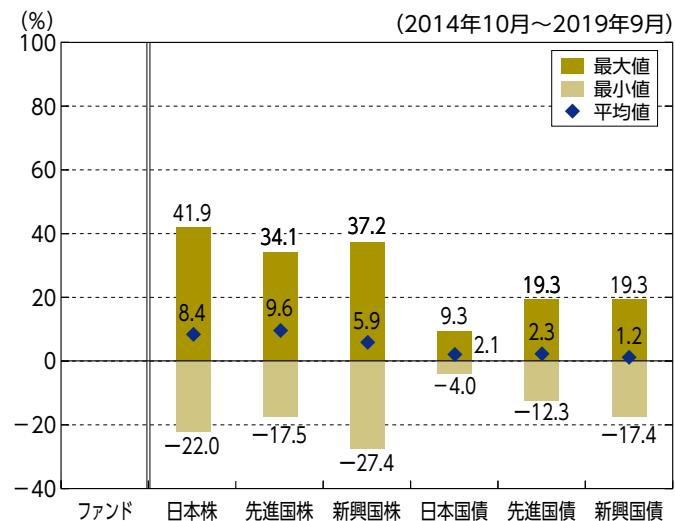
ファンドの年間騰落率：ありません。

分配金再投資基準価額：ありません。

<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

ファンドの年間騰落率：ありません。

代表的な資産クラスの年間騰落率：2014年10月～2019年9月



- 有価証券届出書提出日現在、ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額はありませんので、該当事項はありません。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- 有価証券届出書提出日現在、ファンドの年間騰落率はありませんので、上記の右グラフは、代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
- 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
- *上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※代表的な資産クラスを表す指数については、9ページにてご確認ください。

3. 運用実績

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移 (暦年ベース)

該当事項はありません。

- 当ファンドにはベンチマークはありません。
- 有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。
- 最新の運用実績等は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位にて受け付けます。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位にて受け付けます。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
購入・換金申込不可日	原則として、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、もしくは豪州の証券取引所または銀行の休業日
申込締切時間	当初申込期間：販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間：原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	当初申込期間：2020年1月6日から2020年1月31日 継続申込期間：2020年2月3日から2021年4月20日 ※継続申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信託期間	2030年1月21日まで(2020年2月3日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、受益者のため有利であると認める時、またはやむを得ない事情が発生した時は、償還することがあります。
決算日	毎年1月20日、7月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 ※当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は、3兆円です。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に委託会社は交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
ファンドの略称	Yld2.5 ※日本経済新聞の「オープン基準価格」欄に掲載される当ファンドの略称です。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 1.65% (税抜1.5%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 ※購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に 年率0.99% (税抜0.9%) の信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、毎計算期間末(当日が休業日の場合は翌営業日とします。)または信託終了のときに、信託財産中から支払います。 (信託報酬率の配分(税抜)) <table border="1"><thead><tr><th>支払先</th><th>信託報酬率(年率)</th><th>役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>0.425%</td><td>信託財産の運用等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.450%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.025%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></tbody></table>	支払先	信託報酬率(年率)	役務の内容	委託会社	0.425%	信託財産の運用等の対価	販売会社	0.450%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	信託報酬率(年率)	役務の内容											
委託会社	0.425%	信託財産の運用等の対価											
販売会社	0.450%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 <ul style="list-style-type: none">・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料・外国での資産の保管等に要する費用・その他信託事務の処理に要する諸費用・投資信託振替制度に係る手数料および費用・法定書類等の作成等に要する費用・ファンドの監査にかかる費用等												

上記の手数料等の合計額等については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約) および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2019年9月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度(NISA)、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指標

日本株：東証株価指数(TOPIX)（配当込み）

東証株価指数(TOPIX)（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、同指標に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

MEMO

STATE STREET GLOBAL
ADVISORS